

【研究論文】

明治初期の戸籍簿を利用した人口調査

山口 幸三

経 済 統 計 学 会

『統計学』第126号 — 抜刷

2024年3月発行

明治初期の戸籍簿を利用した人口調査

山口幸三*

要旨

本稿は、甲斐国現在人別調が戸籍簿を利用していることに着目して、戸籍（簿）との関わり合いについて明らかにし、それに併せて、戸籍法に基づいて実施された明治5年の戸口調査、その後毎年実施された戸籍簿等に基づく人口調査との関係について考察した。

甲斐国現在人別調は、前近代的な要素を残しつつも、国勢調査の試験的な調査とされている。しかし、現実には、この調査を地方へ拡大すること、全国一斉に調査することには結びつかなかった。戸口調査は、全国規模の調査であるものの、実施されたのは明治5年のみであった。仮に、戸口調査が継続されていたならば、甲斐国現在人別調の進んだ統計技術を取り込みつつ、国勢調査へと展開することになったのではなかろうか。

キーワード

甲斐国現在人別調、国勢調査、戸口調査

1. はじめに

令和2（2020）年に21回目の国勢調査が実施された。令和2年国勢調査は、第1回国勢調査が大正9（1920）年に実施されてから百年を経た調査ということで注目を集めた。翌令和3（2021）年は、明治4（1871）年に大蔵省統計司、太政官正院政表課が設置され、政府の統計行政が開始されてから150年の節目の年に当たることから、展示会、雑誌などで統計の150年の歴史が紹介され、令和4（2022）年12月には総務省主催の記念式典が開催された。

当時の太政官正院政表課の大主記に任ぜられたのは杉亨二であった。杉が明治12（1879）年に実施した甲斐国現在人別調は、国勢調査のための試験としての調査、他府県の人別調

に対して模範となる調査とされ¹⁾、先行研究では高い評価を得ている²⁾。

本稿では、その甲斐国現在人別調が戸籍簿を利用していることに着目して、戸籍簿を利用した理由やその影響を考察し、それに併せて、戸籍法に基づいて実施された明治5（1872）年の戸口調査³⁾、その後の戸籍簿等に基づく人口調査⁴⁾との関係を論じたいと考えている。具体的には、次の第2節で、杉は戸口調査を批判していながら、なぜ戸籍簿を利用した調査を行ったのか、戸籍簿の利用によって把握する世帯と人口に影響を与えたのかを考察する。第3節で、戸口調査はどのように認識され、戸籍簿を実地調査で点検していることはどのように評価されていたのかを検討して、第4節で、甲斐国現在人別調と戸口調査とを比較し異同を考察する。最後に第5節で、甲斐国現在人別調、戸口調査および戸籍簿等に基づく人口調査の特徴を明らかにすることで、

* 正会員、京都大学学術情報メディアセンター
e-mail : yamaguchi.kozo.5e@kyoto-u.ac.jp

甲斐国現在人別調についての新たな評価を試みる。

2. 甲斐国現在人別調

2.1 甲斐国現在人別調の実施に至るまで

杉は、幕末において、オランダやドイツの統計書で統計学を学び、統計調査を実施する必要性を感じていた。明治元(1868)年12月に、徳川家に従って駿河国に移住し、それを契機に、明治2(1869)年に駿河国人別調を実施する機会を得る。この人別調は、政府による調査ではなく、私人としての杉の発意による駿河1国を対象とした人口調査であった。

杉は、明治3(1870)年7月戸籍調べのために、民部省出仕を申し付かる。その時には、政表は戸籍調べではない⁵⁾と断って、沼津に帰っている。明治4(1871)年9月に再び御用召しの達しがあり、杉は、12月に太政官正院政表課の大主記に任ぜられ、政表調べをすることになる。杉は、辛未政表や壬申政表などの統計書を編集する一方で、明治6(1873)年3月に建議書を上申する。この建議書では、明治5(1872)年は戸籍検査のために造籍を停止し国民に迷惑をかけたこと、戸口調査によって利用すべき必要な統計が得られなかったことなどを挙げて、人別調の必要なことを述べ、全国すべてを調査するには巨額の費用を要するため、関東地方の1国において調査を行いたいと申し出ている。

阪谷(1910:311)には、甲斐国現在人別調を施行するに当たって、当時の民政局長官の井上馨と相談したことが記されている。『総理府統計局八十年史稿』にも、「施行の権限の問題が考慮され、あらかじめ、井上民政局長官に協議して戸籍法によるものとは別種調査として実施することと成ったのである」(総理府統計局 1951:53)と述べられている。事前の相談の結果として、後述する明治11(1878)年11月の上申書でも、「人別ノ儀ハ従前ノ戸籍調トハ趣意全ク相違仕別段内務省所管ノ事務

ニ抵触ノ廉モ無之哉ト存候」と、戸籍調べとは異なる調査であることを述べているのであろう。

杉は、明治11年9月に人別調の準備に着手し、調査事項、家別表、人別調人心得、家別表書込雛形などの準備が整った11月に、模範となる人別政表のため、東京近傍1国で人別調を施行することを上申し⁶⁾、12月には上申が決裁された⁷⁾。翌明治12(1879)年2月に「東京近傍にて便宜の地方一箇国」を山梨県甲斐国とする伺いで、裁可を仰いだ。そして、甲斐国において人別調を12月に実施することになった。

2.2 甲斐国現在人別調の実施

明治12(1879)年4月2日に太政大臣三条実美から、杉に命じて人別調を甲斐国で行わせることが、山梨県に通達された⁸⁾。杉は、山梨県に出張し、県令藤村紫朗氏の他、郡長および書記と会い、調査の要旨を説明する。その出張の結果、調査実施の確証を得た杉は、最終準備を行い、家別表、人別調人心得と家別表書込雛形を、山梨県の郡町村役場に交付して調査することとなった。

調査について、『甲斐国現在人別調』(統計院 1882)の「緒言」には、「此甲斐国人別表は即ち人員所静の調に係るものにして基調は明治十二年十二月三十一日午後十二時に現在せる人員に拠るものなり」と記されている。これによって、調査は人口静態調査であり、調査期日は明治12年12月31日午後12時と定め、調査対象は甲斐国に居る者とわかる。調査事項は10項目で、(1)住家(持地持家)、(2)姓名、(3)家主及家族、(4)男女別、(5)身上の有様(婚姻関係)、(6)年齢(満年齢)、(7)生国、(8)宗旨、(9)職業、(10)不具(哑聾盲)となっている。調査事項は、ドイツやフランスなどの人口センサスの資料⁹⁾や、1872(明治5)年の第8回国際統計会議で採択された「人口センサスにかんする国際調査事項」¹⁰⁾を参照して決めら

れたと推測される。

調査方法は、調査票形式の世帯票である家別表を各町村に配付し、まず町村で家別表を作成し、その後実地に確認する方法をとっている。家別表には、事前に戸籍簿と寄留簿から知り得るものはこれによって記入し、身上の有様や職業等で不分明なものについては実地に調査の上記入している。なお、記入に当たっては、調査心得、記入例が記載されている人別調人心得、家別表書込雛形が参照された。

岡松(1909:404)は、「八郡主任者の応答する処は何れも予め戸籍に照らして氏名年齢族籍住家の事実を家別表に記入し此の事項の不分明な廉と身上の有様及職業事項とを実地家に就て調べたといふのでありました」と述べている。加えて、実地に調べる場合について、「各郡とも一村に一人乃至三人位元副戸長を勤めた者或は村内の事に馴れた者に委任し一郡何人を使用したかは即答が出来ぬと云ひ」と、さらに、岡松(1910:218)は、「検閲巡回中各郡書記の語する処に依ると本調査に於ける家別表記入の為一町村に付三人乃至五人の調者を要したり」と述べている。

家別表への戸籍簿や寄留簿からの書き出しおよびそれを受けた実地調査は、明治13(1880)年1月初旬から開始され、2月1日に終わる予定が、徴兵令の改正や聖駕の巡幸があり、8月下旬までかかった。そして、杉は、現地において家別表を検査し誤謬を訂正する必要があるとして、9月に属官7名と山梨県に赴き、郡を巡廻して家別表を検査し、疑わしいものは1人ごと取調掛に質問している。杉らが家別表を検査する作業の実施状況は、鈴木(1918, 1921)、岡松(1909)に詳しい。この現地での作業は、今日の人口調査に照らせば、県における調査票の検査に相当すると考えられる。

戸籍簿や寄留簿から家別表への転記および記入内容の世帯への確認作業に関して、『杉

亨二自叙傳』では、「県令藤村氏と相談して、九郡の郡長及び書記等を会し、現在人別取調の条目を開示し、毎条逐一説明し」(杉・河合1918:85)と述べられている。また、岡松(1909:367-368)は、北巨摩郡書記や西八代郡書記から質疑書が到来し、協議して回答したと述べており、鈴木(1919)には、北巨摩郡書記からの調査に対する質疑とその応答が載せられている。

2.3 甲斐国現在人別調における戸籍簿の利用

杉は、戸籍簿や寄留簿から家別表に転記するには、それらの作成状況が影響を及ぼすことを当然認識していたはずである。しかし、杉は、「甲斐国は家別表と云ふものを作って家々に渡して家を調べさした」(杉1902:108)として、なぜ戸口調査と異なる調査として甲斐国現在人別調を実施するとしたにもかかわらず、戸籍簿や寄留簿からの書き出しという方法に依ったのであろうか。

杉(1902:109)は、「家々に就て調べたが、欧羅巴の或国などは家々に表を配って其の人其の人で書き入れるようにすることもある趣きだ、是は至極簡便な方法で、斯うすると入費も少なくなかるに相違ない、併しながら家々に勝手に任せると間違いが多い、日本などでは斯う云ふ真似はとても出来まいと私は思ふ」と述べている。岡松(1911b:238)は、第1回国勢調査の実施の前にも、「国勢調査に於ける自計申告書の調整は全国一般の所帯に及ぼすのでありますから、個人の教育程度により、個人の営業種類によりて、従前文書の届出に習慣のない向きは大半自身之を調整することは出来ますまい、其の家族も亦大抵同様であらうと思ひます」と述べている。このことから、杉は調査計画を策定した際に、各世帯に記入させる自計方式ではできないと考えられていたことがわかる。また、調査員がその調査担当地区を回って、直接世帯から

聞き取っていく他計方式であっても、調査心得や記入例、質疑応答を調査員が十分に理解して、面接の場で判断できる状態でなければ困難である。以上のような事情を勘案した上で杉は、事前に戸籍簿や寄留簿から家別表に書き出すことが、自計方式あるいは他計方式による調査に比べて、漏れなく精確に調査する有効かつ効率的な方法という考えに至ったものと思われる。

戸籍簿や寄留簿から書き出した家別表については、巡調者が世帯に赴きその内容を確認している。この方法は、事前に間違いや不明な箇所が判明していることから、実地調査時の点検がより円滑に行えるという発想に基づくものと考えられる。この世帯での確認は、調査員による実地調査に相当すると考えられる。このように、明治初期においては、世帯が調査票に記入することは現実的ではなく、戸籍簿や寄留簿を利用して事前に調査票を作成することが、次善の策として現実的であると判断されたのであろう。

2.4 甲斐国現在人別調が把握した世帯と人口

『甲斐国現在人別調』の「人別調人心得並家別表書込雛形」¹¹⁾は、甲斐国現在人別調の調査対象を甲斐国に本籍を有する者と、他国より寄留してきて、かつ所帯を持つ者としており、他国より寄留してきて、所帯を持たない者は調査対象外としている。本籍を甲斐国に有し、籍を移さず、他国に寄留している者は、調査対象になっている。所帯の一部の者が、他国から雇いや稼ぎのために甲斐国に寄留したとしても、調査の対象にはならない。出稼人や奉公人などは本籍地の人口ということになる。戸籍法において、このような寄留は本籍にいずれ立ち戻ると考えられていた(福島・刈谷 1957: 305)。

甲斐国現在人別調では、戸籍簿や寄留簿を基にしているために、同じ世帯内であっても

家族でない者を除外しなければならなかった。これに関して、高橋(1905: 106-107)は、「家別表式及記入例の如きは全く杉課長に命ぜられ小生が起案せるものに係る但行はれざりしは家族中へ婢僕等を入れんとせしことなるが是は遂に純粹の『ファミリー』と云ふことになれり」と述べ、「當時戸籍局の人口調は本籍人口のみなるが此度の調は寄留にても一家を為すものは皆其地に入るることとし大旨現在人口と云ふこととせしは新生面を開きたる所なれども所帯を成さざる奉公人の類は本地へ入れたれば欧州の所謂事実人口¹²⁾にはあらず結局常住家族の人口と云ふべきものなり本籍及寄留の戸籍帳を基礎としたるものなれば亦止む得ざることなりし」と、世帯ではなく、家族を調査していると述べており、実際に居住している者が調査対象外とされたことに必ずしも納得していないように見受けられる。

戸籍簿を基にしていたとしても、家族でない奉公人等も戸籍簿になくとも寄留簿には記載されているはずであり、仮に寄留簿から漏れていても、実際に居住しているので世帯に確認することはできる。その点では、必ずしも戸籍簿にとらわれる必要はなかったと思われるが、戸籍簿を利用することで、戸籍に従って家族を捉えているということであろう。これには、明治初期に未だ世帯という概念が一般的ではなかったこと(宇野 1980)も影響していると考えられる。福島・刈谷(1957: 306)は、明治4(1871)年の戸籍について、「壬申戸籍は、戸¹³⁾を単位として、編製される。戸は、屋敷ないし家屋単位に調査されるが、戸そのものは、共同生活を営む血縁・家族集団であることを原則とする。戸は、戸主と家族とで構成され、戸籍には、それらが、戸主を筆頭として後述する一定の序列により記載される」と述べている。

甲斐国現在人別調の調査結果が、(1)住地ニ居ル者、(2)他国ニ居ル者、(3)行方知レサル者、(4)他国ヨリ入寄留、から構成される総人員を

対象としていることに対して、多くの先行研究でも疑問が提示されている¹⁴⁾。仮に甲斐国人口として範囲を広げて上述の4項目の人口を調べたとしても、(1)、(4)を合わせた現在人口に近い人口、若しくは(1)、(2)、(3)を合わせた現住人口に近い人口により統計表を作成しなかったことに、何か理由があるのだろうか。少なくとも、全国で調査を実施した場合には、(2)と(4)は重複することは明白であることから、現在人口ないし現住人口として統計表を作成しなかったものと考えられる。

『甲斐国現在人別調』では、「人別調人心得並家別表書込雛形」が「政表人別調ハ其本籍ノ人及ヒ寄留ノ人ニ就テ男女、…(略)…ニ至ルマテ洩レナク取調フヘシ」としているもので、甲斐国に本籍を有する者から他国へ寄留した者を除き、他国より甲斐国に寄留してきた者を加えることで、本籍人口に寄留人口を考慮した現住人口を捉えることを意図していたように思われる。「現在せる人員」について、岡松(1910:67)の「識者は、単に瞬間的調査のみを以て現在たることを知って、常住的調査も亦現在人員と云て定義に妨げないことを知らないのである」という記述から推測できるように、それは調査時点での現在人口ではなく、今日の常住人口に近い形での現住人口を捉えようとしていたように考えられる。

「人別調人心得並家別表書込雛形」の「寄留人ヲ調フル心得」によると、所帯を持っている者で、甲斐国内での同郡や他郡に寄留する者は、寄留先で把握し、本籍地では把握しないとしている。その理由は、二重になって人数を誤るからと述べられている。所帯を持っている者で、甲斐国から他国に寄留する者は、本籍地で把握し、家別表には「(何国へ出寄留)」と書き込むことになっている。鈴木(1919:15)では、山梨県からの寄留者に関する質疑に対して、「一家挙て他国に寄留する人は本籍と寄留先と両様に取調ぶとも雖も一方にては何国への出寄留と書し一方にては何

国より入寄留と書し出寄留人と入寄留人とを分つが故に総計に至て紛らはしき事なし」と応答している。出寄留については、甲斐国内の他地域への出寄留と他国への出寄留とを異なる扱いにしている。このことから、この調査が現住人口に相当する人口を把握しようとしたわけではないということがわかる。甲斐国内での人数の重複は問題であるが、全国を対象とせず甲斐1国を対象とした調査であれば、人数の重複は起こらないので、特に問題にできなかったということかもしれない。それ以上に、甲斐国に本籍のある者を除くという選択肢がなかったのではなかろうか。このように、実際に甲斐国現在人別調で捉えている世帯や人口は、戸籍簿を強く意識したものであるように推測される。

2.5 甲斐国現在人別調の調査結果とその後

岡松(1909:405)によれば、明治13(1880)年11月には甲斐国各郡から少許づつ人別材料が会計部統計課へ到着していた。到着した分は、其の冊数を村名と引き合わせて員数を改めたということである。届けられた家別表をまとめて、統計表として集計することになる。その集計では、家別表をそのまま用いるのではなく、1人1人を小票に写し取り、小票を反復して用いている¹⁵⁾。この集計方法については、高橋(1905)や高橋(1914)に述べられている。高橋(1914)は、家別表より事実抄集の方法に苦心し「類函投札法」(百味筆筒の如きものへ小札を区分投入する法)を考案したと述べている。当時は表式調査が一般的であり、調査票に基づく調査が行われていなかったのも、小票での集計も極めて先進的で、画期的なことであったと言えよう。このようにして統計表が作成され、甲斐国現在人別調の調査結果が、明治15(1882)年6月に統計院¹⁶⁾から『甲斐国現在人別調』として刊行された。

甲斐国現在人別調に引き続き、政府から杉

に対して、東京府の人別調を命じたが、杉(1910:187)は、「政府も其効力を認めて今度は東京府の調査を命ぜしが予は遺憾ながら之を辞退したり」と述べている。

明治11(1878)年11月の上申書において、「一箇国ノ政表編成ノ上御領布相成候ハ、各地方ニ於テモ之ヲ標準トイタシ追々全国ノ人別政表モ成功ヲ期スルニ可至哉ト勘考仕候」としており、甲斐国現在人別調の実施後に、杉(1897:202)は、「地方官の會議ありしが伯の御招きによりしか推参せしか能く覺へざるも伯の話に今幸に地方官の會議あり自分よりも地方官へ勧め現在人別調を施行すべきよふ取持なければ私にも地方官に招きに应じて遂一に其事を演説すべし」と述べているように、人別調が全国一斉に行われることなく、各地方において人別調が行われることを期待している。このように、杉自らが、人別調を全国あるいは地方に拡げることを計画できる状況ではないので、東京府の人別調を行うことは、地方に対して人別調を促し、全国各府県に拡げる契機となったと考えられる。そう考えるならば、自らが東京府の人別調を辞退することは、矛盾した決断ではないかと思われる。

杉自身は、駿河国人別調をすでに経験していたので、組織的に正確な調査を実施するために、甲斐国現在人別調では十分な準備や対応がなされ、戸籍簿や寄留簿を利用して家別表を事前に作成し、円滑に調査できる方法を確立したと考えられる。それにもかかわらず、杉はなぜ東京府の人別調を辞退したのであろうか。杉は、甲斐国現在人別調を経験することにより、地方に人別調を拡大するにしても、全国一斉の人別調を実施するにしても、人別調をよく識る巡調者や人別調を指導する専門家が想像以上に多く必要と痛感したと考えられる。杉(1910:187)は、辞退した理由を「其故は東京の如き人家稠密にして社会状態の極めて複雑なる所を調べんとするには熟練なる

許多の人手を要し其當時に於ては之を得る見込なきにも非ざりしが試みに浅草公園附近一帯の地に就て精確なる統計を作らんとするも其手数は決して鮮少にあらず」と述べている。明治40年代においても、杉(1910:187)は、「市勢調査は果して此の種の方面にも確實に其目的を達し得たるや否や聊か疑ひなき能わず尚一般的調査に於ても巡調者に経験なく市民中亦誠意を欠くものありたりとせんか杜撰の調査は偶々當路者を誤まり寧ろ初より調査せざるに如かずとの感あるに至らしむべし」と述べて、統計調査の知識や経験の不足がもたらす弊害をおそれているようである。

そうした中で、高橋(1905:112)が、「此調査に際し杉君の境遇は始終逆境に在り統計院の設立せしは幸運なりしも杉君が多年採用し経験積みたる属官二十余人中十一人は十三年三月二十七日一時に免ぜざるを得ざることとなり同政表課は半潰れとなり」と述べているように、甲斐国現在人別調の実地調査完了後に、人別調に対する知識と経験のある者を多く失ったことで、人別調を東京府で行えるとは考えられなくなったのではなかろうか。

『甲斐国現在人別調』が刊行されるものの、明治18(1885)年12月28日に統計院が廃止され、内閣に置かれた統計局は規模も小さく、年鑑を編成することに止まり、杉も明治18年12月28日に統計局を辞職している。これらのことによって、政府内の国勢調査への機運はしほみ、停滞することになる。その後、国勢調査については、明治35(1902)年12月に「国勢調査ニ関スル法律」(法律第49号)が成立し、明治38(1905)年に調査を実施することが定められたにもかかわらず、明治38年2月に無期延期が決定された。本土では実施されなかったものの、本土外である台湾で臨時の戸口調査が明治38年10月に行われた。明治40年代には、明治40(1907)年4月の熊本市、明治41(1908)年10月の東京市など各地で市勢、区勢あるいは郡勢調査が実施された。

大正に入ってから、各方面から国勢調査実施の促進運動が起こり、政府への建議や議会に対する請願が出された。大正 6 (1917) 年 7 月に衆議院において、国勢調査実施に関する建議案が可決された。大正 7 (1918) 年 9 月勅令第 358 号をもって国勢調査施行令が公布され、大正 9 (1920) 年 10 月に第 1 回国勢調査が実施されるに至った。

3. 戸口調査と戸籍簿等に基づく人口調査

3.1 明治 4 年に成立した戸籍法¹⁷⁾

明治 4 (1871) 年 4 月 4 日の太政官布告第 170 号により、府藩県一般戸籍の法が發布され、翌明治 5 (1872) 年 2 月 1 日から施行された。この戸籍法により編製された戸籍は壬申戸籍と称され、明治初期の基本的な戸籍である。

壬申戸籍は、明治 4 年までの人別帳、士族籍、卒籍、寺社籍のように社会身分別であったのとは異なり、臣民一般、華族・士族・卒・祠官・僧侶をその住居の地について、便宜戸籍区を定め、屋敷番号順に収めたものである。戸籍簿編製の責任は区ごとに置かれた戸長の務で、戸長は各戸から集めた戸籍を戸籍役場に備えておき、清書二通を作って庁の出張所に差出し、府藩県庁ではその管内総計の戸籍表と職分表を作って、清書戸籍一通はこれをその庁に備えおき、一通は戸籍表と職分表を添えて 6 か年目に改め太政官へ差し出すことと、第 4 則に規定された。第 20 則等にある 6 か年目毎に戸籍を改める規定は、明治 6 (1873) 年 7 月 8 日の太政官第 242 号布告により廃止された。廃止された理由は明らかになっていないが、福島 (1967: 109) は、「おそらくは、地租改正の施行を前にして、戸長に戸籍と改租の両任務を負担させることの加重を考慮したのであろう」と述べている。

3.2 明治 5 年の戸口調査

戸籍法は、戸籍業務の基礎である戸籍簿編

製と、それに基づく「戸籍表」と「職分表」作成を規定している。戸籍表を作成し、人口を明らかにするのは、国家経営上の必要のためであると、戸籍法の前書にその趣旨が述べられている。明治 5 (1872) 年の戸口調査の調査結果の人口を基礎とし、毎年的人口増減(出生・死亡、転出入)を加減することによって、毎年的人口総数を把握する、すなわち人口静态統計と人口動態統計の両方を兼ねるものであった。

戸口調査の調査時点は、府県は明治 5 年 1 月 29 日、開拓使は明治 6 (1873) 年 1 月、琉球藩は明治 6 年 2 月となっている。戸籍表は、族籍別、男女別、年齢階級別人口を表しており、職分表は職業別有業人口を表している。第 33 則で統計表様式を示しており、戸籍表の年齢区分は、男女で相違し、その区分の級間隔も不揃いである。これは、兵事や教育などの行政目的のために作成されているからとされている。戸籍は、肩書に職分がかかれ、官員・兵隊・華族・士族・卒・祠官・僧侶・農・工・商・雑業という順で職分表に人員を書き上げることが規定されている。

戸籍を検査するのは 2 月 1 日から 5 月 15 日までとし(第 21 則)、そのおよそ百日間は造籍(戸籍の出入り)を停止し(第 22 則)、戸籍と現在の人員との突合せを行うこと(第 20 則)になっている。戸籍簿や戸籍諸表の具体的な調査、作成方法は規定されておらず、その実務は明らかでない。ただ、福島・利谷 (1957: 304-305) では、最初の戸籍簿編製の方法を推測しており、その推測された編製の要点を簡潔にまとめると以下ようになる。

- (1) 数町村を組み合わせる区を設け、これに戸長・副戸長をおく。
- (2) 戸長は区内で、戸口調査をして、一軒に二世帯あれば、一方を同居とする。九十日以上他出しているときは、寄留とする。
- (3) 戸について、戸主を定める。戸主は、自分を筆頭に戸の総人員の姓名・年齢・戸主

との続柄および職業・寺・氏神などを書出し、戸長にこれを申告する。

- (4) 戸長は戸主の申告をうけて、各戸にいたり、戸内人員の点検を行い、続柄などを明確にしらべて、あやまりは是正し事実を確認した上、町村の単位で、公用野紙に記載し編綴する。でき上った戸籍簿に基づき区単位の戸籍諸表を作り、これに戸籍簿清書二通を添え、府県庁に送る。

戸籍と実際の人員との点検が実地調査に基づいて行われたことを考慮すれば、戸籍簿は、調査票に近いものとみなせることができる。しかし、それは人口調査のために設計された調査票と言えず、また、統計表である戸籍表や職分表の作成は、表式調査に相当し調査票による集計とは自ずとその性格を異にする。

3.3 戸口調査に対する評価

戸口調査について、先行研究では様々な評価がなされている。相原・鯨島(1971:31)は、「その調査方法は江戸時代の人別改めの方式を出ることなく、きわめて前近代的なものであったことは否定できない」とし、藪内(1995:167)は、「このような調査方法では、人口の社会的ないしは経済的状态を把握し難いという欠点をもつこととなった。…(略)…人口の年齢構成、配偶関係、移動状況、さらにはその社会経済的属性について認識しようという考え方、すなわち人口学的思想はまだ萌芽していなかった」と消極的評価をしている。一方で、金子(1998:44-45)は、戸口調査は成立期の国勢調査の性質を持っていたのであり、成立期の国勢調査は、英米でも近代的とはいえない性格を持つものであったとしている。廣嶋(2020:153)は、国勢調査の開始は戸籍による戸口調査の発展過程の中に見出されるという立場に立ち、戸口調査がもとも持っていた調査主義の発展形態として、国勢調査を考えるべきと述べている。

明治・大正期においては、次のように一定

の評価を与えている。花房(1906:66)は、「戸籍の制定は全く一種「センサス」の方法に依りしものなり…(略)…當時に於て能く調べ得べき結果を得たるものにして此の方法に依り始めて全国一般の調査を行ひ帝国の人口を知ることを得たり」と述べている。高野(1916:13)は、「明治五年の調査は、欧米諸国の「センサス」に近似したものである」と述べている。内閣統計局(1916:4)では、「明治五年ノ人口ハ現実ノ人口ヲ調査セルモノニシテ當時之ヲ検戸ノ法ト名ヅク結局其ノ原則ニ於テハ欧米諸国ニ於テ行ハルル「センサス」ノ方法ニ近シ」としている。

杉ら甲斐国現在人別調に携わった者は、戸口調査をどのようにみていたのであろうか。杉は、明治6(1873)年3月の建議書で、戸口調査によって利用すべき必要な人口統計が得られなかったと批判している。また、高橋(1905:105)は、「戸口の本籍のみにて現在人口の知られざると其調査の男女族籍等に止まりて国民の状態を徴するに足るものなき」と述べている。このように人口調査としては、調査された情報が十分でないことが問題であったと捉えている。一方で、呉(1901:202-203)は、「戸籍条例と云ふものは、全く外国の国勢調査と云ふものを翻訳したものと見へる、翻訳でないかも知れませぬが則ったものに相違ない」と述べ、「若し斯様な土地に就いて対照し、実際にあるかないかと云ふことを調べ来つたならば、今日でも明治六年以来六年毎に国勢調査と云ふものが出来て居たに違ひない」とも述べている。河合(1914:240-241)は、戸籍法における調査手続きについて、「殆ど現在調査にして少々注意すれば実査に近き理なり」と述べ、「其制度たるや実に現在調査にして番号を附し地を画し実地の照合を為し責任を定め重複脱漏を戒め毎六年に改正する等頗る国勢調査の面目を留めるものあり」と述べている。このように、実地調査による戸籍の点検については、国勢調査に近い

ものとして捉えている。

3.4 戸口調査以降の戸籍簿等に基づく人口調査

明治5(1872)年の人口は、現実の人口を調査したものであるが、6か年目毎に戸籍を改める規定は廃止されたので、明治6(1873)年から明治30(1897)年までの人口は、前年の人口に異動を加除して推計した人口となっている(内閣統計局 1916: 4)。

明治31(1898)年6月の戸籍法(法律第12号)改定に伴い、戸籍事務が内務省から司法省に移管され、内務省はそれまで行ってきた民籍戸口表の作成を廃止した。内閣統計局は、それまで民籍戸口表を使って人口統計を作成していたため、内閣は11月の内閣訓令第1号で、「人口統計ニ関スル材料ハ左記甲号及乙号ニ依リ統計表及統計小票ヲ以テ内閣統計局ヘ進達相成ヘシ」と定め、北海道庁、府県に人口統計材料を内閣統計局へ進達させることとした。その訓令第1号甲(人口静態統計に関する規定)では、徴集する人口統計材料の様式を定め、「明治三十一年ヲ以テ第一回トシ以後毎五年即チ六年目ニ於テ十二月三十一日ヲ期トシ其ノ日ノ現在数ヲ各様式ニ示ス所ニ依リ調査記入スルモノトス」としている。

明治31年以降の人口静態統計について、内閣統計局(1916: 4)は、戸籍上に当然行われるべき加除を行った結果を戸籍簿について計へたるものとしている。花房(1898c: 533-534)は、「人口静態ノ調査ハ今日ニ在テハ主トシテ戸籍簿ニ拠ラザルベカラズ…(略)…大体ニ於テ従前内務省ノ民籍戸口表ヲ編製スル方法ト大差ナキニ依リ其ノ結果モ亦大同小異ト謂フベキナリ」,「戸籍簿ニ依テ本籍人口ヲ調査シ寄留簿及其ノ他ノ事実ニ依テ之ニ出入ヲ加除シ以テ之を推定スルノ一方アルノミ」とし,「脱漏多キ届ヲ基礎トシテ得タル推定現住人口ノ不精確ナルヲ論ヲ待タズ」と述べている。したがって、明治31年以降につい

ても、それ以前とは実質的に大きな違いはなかったと考えられる。

4. 甲斐国現在人別調と戸口調査との比較

甲斐国現在人別調と戸口調査を比較し、その異同について考察する。甲斐国現在人別調と戸口調査は、戸籍簿を利用し実地調査をしていることは同じとみなせるものの、調査票の使用や実地調査の方法には相違がみられる。甲斐国現在人別調では、家別表を用い、その記入に当たっては、人口統計を作成する上で必要な定義や記入要領を定めている。実地調査における検査も、記入要領や記入例、質疑応答に基づいて検査していたと思われる。それに対して、戸口調査では、調査票を用いることなく、戸籍法に定める戸籍簿に依拠して調査が行われている。そこでは、申告項目は書式をもって定められて、記入要領といったものは特に存在しない。申告内容を検査する統一的なマニュアルなどはないので、各地方に任されていたと考えられる。したがって、人口統計を作成する上では、甲斐国現在人別調の調査方法は、戸口調査よりも進んでいたと言える。

甲斐国現在人別調では、人口調査の専門知識を持ち合わせていない副戸長等による誤りなどに対処するために実地調査終了後に、杉らが再検査を行っている。それに対して、戸口調査では、この種の検査は行われていない。その点で、人口調査としてより調査方法が整備されている甲斐国現在人別調の方が、戸口調査に比べてより精确性が高い調査であったと言える。

集計について、甲斐国現在人別調は中央集査であり、戸口調査は地方分査である。甲斐国現在人別調は、統計表を作成して、誤りがある可能性の高い場合は、小票に戻って、補正を施している。それに対して、戸口調査は、戸籍表、職業表に数値を記入する表式調査である。各戸が属する町村ごとに統計表が作成

され、それを集合して郡の統計表を作成し、さらに県ごと、全国の統計表を作成する方法をとっている。それ故に地方それぞれにおいて、作成方法に違いがあったであろうし、仮に全国の統計表に誤りが判明したとしても、補正することはできなかったと考えられる。このように、補正する手段を持つ甲斐国現在人別調の方が、戸口調査に比べて、統計表をより適正なものにすることができたと考えられる。

調査結果について、甲斐国現在人別調では、10項目からなる調査事項を組み合わせた統計表を作成することが可能である。年齢については各歳別に集計され、職業については17の大分類が定められ、その下に681の細分類が設けられ、その分類に従って集計されている。それに対して、表式調査として作成される戸口調査は、戸籍表では社・寺・家持・借家別の戸数、男女別年齢区分別の人口、職分表では族籍別人口、職業別人口などが集計されて、表章されているのにすぎない。甲斐国現在人別調は、戸口調査よりも調査事項が多く、多種多様な調査結果を得ることが可能であったと言える。

花房(1898a)は、近來欧米において統計技術の二大進歩と称するものがあるとし、一つは統計の原料を中央に集めて、中央において原料より直接に統計を調製する中央集査法であり、今一つは統計の材料を徴収する原票を用いることであると述べている。甲斐国現在人別調では、杉らつまり中央で統計表を作成していること、調査では家別表、集計では小票を用いていることが該当しているので、調査、集計方法に欧米の進歩した統計技術が利用された近代的な調査に近いと言える。それに対して、戸口調査は、実地調査によって現実の人口を把握しているものの、まだ進歩した統計技術を利用する前の段階の調査であったと言えよう。つまり、甲斐国現在人別調と戸口調査は、戸籍簿を利用し、実地調査を

行って、現実の人口を把握しようとしていることは同じであったものの、その調査、集計方法において、進歩した統計技術を利用していたのか否かの違いがあったと考えられる。

5. おわりに

甲斐国現在人別調は、国勢調査の試験的な調査とされているが、第1回国勢調査の41年前の調査であった。また、他府県における人別調のための模範となる調査として、他府県で人別調を実施することが期待されていたが、実施されることはなかった。他府県で人口調査が実施されたのは、30年近く後の明治40年代になってからである。つまり、甲斐国現在人別調をそのまま模したまたは範とした人口調査は実施されなかった。しかし、国勢調査を実現するための大きな存在であり、象徴的な意味を持っていたと考えられる。

明治40年代の市勢調査等を調査計画する時点において、欧米諸国の人口センサスの事例や国勢調査論などの書籍を参考に、実施計画を作成していたと思われる。この時代において、実際に調査をした甲斐国現在人別調における経験は、貴重なものであったと考えられる。甲斐国現在人別調に携わった者は、その人別調での経験や実際に人別調に用いた欧米の近代的な統計技術等を講習することや統計集誌等に掲載することによって啓蒙するとともに、人口調査の調査計画に携わることによって貢献していたと推測される。その後の国勢調査の調査計画を策定する時点でも、同じように生かされることになったと考えられる。

甲斐国現在人別調は、欧米の進歩した統計技術を取り入れた人口調査であるものの、戸籍簿や寄留簿を利用していること、家族を捉えていること、本籍人口を捉えようとしていることなどから、まだ前近代的な要素を脱し切れていない人口調査と考えられる。また、国勢調査を見据えて実施していることから、

近代的な国勢調査への発展途上の人口調査と位置付けられる。

国勢調査以前に実施された市勢調査等は、甲斐国現在人別調を模範としている面・していない面の両面を持ち合わせ、必ずしも国勢調査の準備的調査を意図したわけでもなかった。また、市勢調査等間でも一律ではなく、熊本市職業調査は自計式で所帯票により現住人口を調査、東京市市勢調査は他計式で所帯票と人別票により現在人口を調査、神戸市市勢調査は自計式で所帯票と人別票により現在人口を調査、京都市臨時人口調査は自計式で所帯票により現在人口を調査するなど多様である。調査員についても、熊本市職業調査は「此の内二十名は市役所員で他の二十名は市役所外のもの」(横山 1908 : 166)、東京市市勢調査は「監督員調査員を警視庁の警部巡查を以て之に充つる」(関 1911a : 60)、神戸市臨時市勢調査は「衛生組長総代並びに其等の人々より推選に係る諸氏」(関 1911b : 67)などとさまざまであった。こうした違いは、それぞれの地域の事情や調査を実施する市等が人口調査をどのように捉えているのかを反映していると思われる。人口調査に対する共通認識の定まっていない、発展の途中段階ではこのようなことが起こりえることを勘案すれば、甲斐国現在人別調から市勢調査等、国勢調査へと発展していったと考えられる。これは、図らずも杉が想い描いていた地方から全国への道筋を辿ったとも考えられるのでなかろうか。しかし、市勢調査等のことをさらに整理して、甲斐国現在人別調の位置付けを改めて考える必要があると思われ、今後の課題としたい。

戸口調査は、明治になって間もない明治5(1872)年の調査であり、今日の調査統計の行政領域がまだ存在しない時代において、実地調査によって現実の人口を捉えていることは評価されるべきと考える。このことによって、戸口調査は戸籍簿を利用した人口調査として、国勢調査に近いものと言えよう。この種の戸

口調査がもし継続的に実施できていれば、我が国の人口調査の歴史も実際とは違った道筋を辿ったかもしれない。内務省戸籍局長の船越衛は、明治9(1876)年9月の政表会議において、戸籍に基づく人口の把握には不備があり、明治5年に実施した戸口調査を全国で実施する必要がある、地租改正が終了した後に実施したいとする旨の発言をしている¹⁸⁾(「政表会議日誌稿」総理府統計局(1973))。しかし、内務省戸籍局が当初想定していた6か年目毎の実地調査が、実現することはなかった。また、明治35(1902)年の「国勢調査ニ関スル法律」の公布を受け、船越(1903 : 268, 288)は、「吾国の人口統計は戸籍上に因りて取調を為すので杜撰極まったものである故責て人口丈にても精確に調べて見たいと云ふ考えで」、「明治十一二年の頃に人口の調査統計等の必要をその筋へ建議したが用いられなかった」と述懐している。

第1回国勢調査実施まで続けられた戸籍簿等に基づく人口調査は、行政記録による統計作成であり、明治5年の戸口調査の人口に出生・死亡や転出入を加除し推計したものであった。戸口調査がその後実施されなかったことから、人口移動が活発になるにつれて、それは次第に実態からかけ離れていく。杉が、甲斐国現在人別調査を実施した後に、戸籍簿について、「毎年の全国人口調は、…(略)…其實、遺漏あり、重複ありて甚だ不備の調だと云ふことである、余も山梨県に於て之を見聞して嘆息したことがある」(杉・河合 1918 : 88)と評しているように、時代を経るとともに、戸籍簿によって、現実の人口を把握するのは難しい状況になっていった。

明治5年の戸口調査は、調査票こそ用いられていないものの、戸籍簿を用いた実地調査を伴った統計作成であると言える。戸口調査が継続されて、戸籍簿が現実の人口を反映するように整備されたならば、呉(1901 : 202-203)も言及しているように、戸籍簿を利用し

た国勢調査として実現した可能性もあり得たと考えられる。しかし、表式調査の限定された統計表では、人口統計として社会が求める十分な情報を提供し得なかった。その問題に対処するために、甲斐国現在人別調の進んだ統計技術が取り入れられたならば、それは戸口調査と甲斐国現在人別調を組み合わせた人口調査と考えられ、今日からみれば、行政記録と調査票の両方を用いた人口統計の作成と

言うことができ、日本独自の人口調査の方法になったのではないだろうか¹⁹⁾。このように、戸口調査がより人口調査としての性格を強めるように段階的に発展すると想定すると、戸籍簿や寄留簿を利用している甲斐国現在人別調は、甲斐1国ながらも、先進的な統計技術を採用した戸口調査と捉え直せて、進歩した戸口調査と解釈することも可能と考えられる。

謝辞

本稿について、匿名の2名の査読者の方から有益なコメントをいただいた。ここに記して深く感謝の意を表したい。

注

- 1) 花房(1907:545)は、「甲斐国現在人別調は国勢調査第一回の試験なり同一の調査を全国に施行せんことを豫期し先づ其の試験として之を甲斐国に施行したるもの」と述べている。杉は、人別調を明治11(1878)年11月に上申するのに際して、「各地方ニ於テモ之ヲ基準トイタシ追々全国ノ人別政表モ成功ヲ期スルニ可致哉」と述べ、三条太政大臣は、人別調を承認するに際して、「他府県人別表の模範とも相成候」と通達している。『杉亨二自叙傳』では、「御達の通り此調査は全国府県の模範とも相成るべき儀」(杉・河合 1918:85)と述べられている。
- 2) 相原・鯨島(1971:41)は、「近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査」であると評価している。また、辻(1961:28)は、「これはほぼ完全な統計調査の形を整え、ここにわが国の統計調査が確立したと考えてよいものである」と、藪内(1995:183)は、「日本の統計調査史上において一つのエポックを画するものだといえよう」と評価している。
- 3) 明治4(1871)年の戸籍法に基づいて、翌明治5(1872)年に戸籍簿編製が行われ、その戸籍簿により戸籍表と職分表を作成している。明治5年の人口は、現実の人口を調査したものであり、当時明治5年の戸口調査は「検戸の法」と言われていた(内閣統計局 1916:4)。戸口調査については、先行研究によっては異なる場合もあるが、本稿では明治5年の調査を戸口調査とする。
- 4) 明治5(1872)年の戸口調査以降については、実地調査をせず、戸籍簿や寄留簿を用いて人口を把握している。これを人口調査とすることに議論があるものの、本稿では「戸籍簿等に基づく人口調査」とする。
- 5) 『杉亨二自叙傳』では、「政府でも余に戸籍の調をさせやうとした様子であった、余はスタチスチックと云ふものは戸籍調をすることでは無い、と云ふことを段々話した」(杉・河合 1918:64)と述べられている。
- 6) 明治11(1878)年11月に上申書「…東京近傍ニテ便宜ノ地方一箇国相沢ミ当局ヨリ出張ノ上地方官並郡長戸長ト懇切ニ協議仕実地ニ就キ取調右一箇国ノ政表編成ノ上御頒布相成候ハ、各地方ニ於テモ之ヲ標準トイタシ追々全国ノ人別政表モ成功ヲ期スルニ可至哉ト勘考仕候…」を提出している。
- 7) 『杉亨二自叙傳』には、「政表の大事なる現在人別調の事を太政大臣に上申したるに、速かに許可せられて、太政大臣三条公より山梨県令藤村紫朗へ左之通り御達に相成った」(杉・河合 1918:84)と述べられている。また、高橋(1905:105)は、「十一年の秋より其調査規則を議定し執行の議を提出し十二年の春遂に閣議の採用する所となれり」と述べている。
- 8) 太政大臣三条実美からは、「今般其県管下甲斐国一圓山梨県人別取調トシテ太政官権大書記官杉

- 亨二被差遣候右取調ハ他府県人別政表ノ模範友相成候ニ付取調方法等懇切ニ協議致シ人民営業ニ差障無之様可取計此旨相達候事」と通達されている。
- 9) 高橋 (1905 : 106) は、「調査事項は大体欧米「センサス」の慣例に依り左の数項と定めたり」と述べている。
- 10) 高橋 (1903 : 24-26) には、国際的に調査すべき事項として12項目が示されている。
- 11) 「人別調人心得並家別表書込雛形」では、人別取調の箇条を定めている。
- 12) 高橋 (1903 : 85-86) によれば、人口には、法律人口と事実人口があり、法律人口は戸籍の登記を経たる人口、事実人口は「狭義の事実人口即ち現在人口」と「広義の事実人口即ち常住人口」の2種類があり、現在人口は国勢調査に際し現存する人口、常住人口は現在人口に一時現存人口を除き、一時不在人口を加えた人口であるとしている。
- 13) 「戸」というのは戸籍法的表現で、民法で「家」とよばれるものである。
- 14) 例えば、花房 (1907)、辻 (1961)、相原・鯨島 (1971) などである。
- 15) 『甲斐国現在人別調』の「緒言」に、「家別表ノ人ヲ一人毎ニ小札ニ寫シ其男女年齢身上ノ有様職業等ヲ條列シ家別ニ番號ヲ附シテ以テ之ヲ分チ一村畢レバ順次ニ各村ニ及ホシ各村ヲ集メテ郡トシ各郡ヲ集メテ一國トシ…」とある。
- 16) 明治14 (1881) 年に会計部統計課が廃止され、太政官中に統計院 (院長は大隈重信) が設置される。
- 17) 戸籍法については、新見 (1959) を参考にしてている。
- 18) 明治9 (1876) 年9月5日会で内務省戸籍局の船越局長は、「壬申年中戸籍大調以来已ニ歳月ヲ経ルヲ以テ帳簿淆乱ス且其大調実ヲ得ル者ト為シ難シ今人口ノ数ヲ見ルニ生死ヲ差引タルノ余逐年増スコト万ヲ以テ数フ是レ根元ノ調査粗ナルニ因ル此ノ如キ帳簿ヲ本トセハ百年ヲ経ルト雖トモ猶其實数ヲ知ル可ラス故ニ一度全国大調ヲ為シ其根元ヲ精正セントス」と発言している。
- 19) 甲斐国現在人別調で戸籍簿や寄留簿から家別表に書き出していることは、今日の国勢調査で調査環境の悪化に伴う調査漏れに対処するために住民基本台帳を用いていることと、性格が異なるものと考えている。

参考文献

- 相原茂・鯨島龍行 (1971) 『統計日本経済』筑摩書房。
- 伊藤伸介 (2017) 「公的統計における行政記録データの利活用について—デンマーク、オランダとイギリスの現状—」『経済学論纂』(中央大学) 第58巻第1号, pp.1-17.
- 宇野正道 (1980) 「日本における世帯概念の形成と展開—戸田貞三の家族概念との関連を中心に—」『三田学会雑誌』Vol. 73, No. 5. pp.790(136)-809(155).
- 岡松経 (1909) 「甲斐国現在人別調記憶談(1)~(4)」『統計学雑誌』第279, 282-284号, pp.215-220, 336-340, 366-372, 401-406.
- 岡松経 (1910) 「甲斐国現在人別調記憶談(5)~(9)」『統計学雑誌』第285-287, 290, 293号, pp.5-8, 36-42, 65-68, 215-219, 322-325.
- 岡松経 (1911a) 「明治九年以降十年間漫録」『統計学雑誌』第301, 303号, pp.214-218, 300-308.
- 岡松経 (1911b) 「国勢調査の自計式に就て」『統計集誌』第361号, pp.237-240.
- 金子治平 (1998) 『近代統計形成過程の研究 日英の国勢調査と作物統計』法律文化社.
- 河合利安 (1914) 「明治維新の人口」『統計学雑誌』第339号, pp.239-241.
- 呉文聡 (1901) 「統計の調査法に就て」『統計学雑誌』第184, 185, 186号, pp.179-184, 201-207, 225-231.
- 阪谷芳郎 (1910) 「国勢調査に就て」『統計学雑誌』第354号, pp.619-630.
- 杉亨二 (1897) 「第三回統計家懇話会顛末演説」『統計集誌』第191号, pp.202-203.
- 杉亨二 (1902) 「センサス談」『統計学雑誌』第193号, pp.105-119.
- 杉亨二 (1910) 「国勢調査の経験」『統計学雑誌』第290号, pp.183-189.
- 杉亨二・河合利安編 (1918) 『杉亨二自叙傳』.
- 鈴木敬治 (1918) 「入峽記」『統計学雑誌』第386, 392号, pp.221-222, 444-447.

- 鈴木敬治 (1919) 「山梨県人別調疑解」『統計学雑誌』第393号, pp.13-16.
- 鈴木敬治 (1921) 「入峡記」『統計学雑誌』第418, 422号, pp.66-67, 227-229.
- 関三吉郎 (1911a) 「東京市々勢調査の概況」『統計集誌』第359号, pp.51-65.
- 関三吉郎 (1911b) 「神戸市勢調査に就て」『統計集誌』第359号, pp.65-70.
- 世良太一編纂 (1902) 『杉先生講演集(全)』.
- 総理府統計局編 (1951) 『総理府統計局八十年史稿』.
- 総理府統計局編 (1973) 『総理府統計局百年史資料集成 第一巻 総記 上』.
- 総理府統計局編 (1976) 『総理府統計局百年史資料集成 第二巻 人口 上』.
- 高橋二郎 (1903) 『各国参照 国勢調査法』民友社.
- 高橋二郎 (1905) 「明治12年末甲斐国現在人別調顛末」『統計集誌』第288号, pp.105-115.
- 高橋勝弘 (1914) 「政表券量法案」『統計集誌』第397号, pp.130-132.
- 高橋益代 (1980) 「明治期を中心にみた日本の人口統計資料について」『経済資料研究』No. 14, pp.14-31.
- 高野岩三郎 (1916) 『本邦人口の現在及将来』通俗学会.
- 辻博 (1961) 「甲斐国現在人別調の成立について」同志社大学『経済学論叢』第11巻第3号, pp.26-52.
- 統計院編纂 (1882) 『甲斐国現在人別調』.
- 内務省戸籍寮編纂 (1874) 『日本全国戸籍表 明治5年調』.
- 内閣統計局編纂 (1916) 『大正二年末人口静態ノ結果ニ拠ル帝国人口概説』.
- 内閣統計局編纂 (1930) 『明治五年以降我国の人口』(調査資料第三輯) 東京統計協会.
- 新見吉治 (1959) 『壬申戸籍成立に関する研究』日本学術振興会.
- 日本統計研究所編 (1960) 『日本統計発達史』東京大学出版会.
- 花房直三郎 (1898a) 「欧米に於ける近世統計技術の二大進歩」『統計集誌』第205号, pp.300-307.
- 花房直三郎 (1898b) 「人口統計及内閣訓令第1号に就て」『統計集誌』第210号, pp.513-529.
- 花房直三郎 (1898c) 「人口統計材料徴収方法審査報告書」『統計集誌』第210号, pp.530-538.
- 花房直三郎 (1906) 「日本帝国人口静態統計緒論」『統計集誌』第299号, pp.65-68.
- 花房直三郎 (1907) 「明治12年末の甲斐国」『統計集誌』第314, 316, 319-321号, pp.211-222, 301-309, 425-429, 483-506, 545-561.
- 廣嶋清志 (2020) 「戸籍人口統計の調査主義と国勢調査の開始」『近代日本統計史』晃洋書房, pp.153-174.
- 福島正夫 (1967) 『日本資本主義と「家」制度』(東大社会科学叢書23) 東京大学出版会.
- 福島正夫・利谷信義 (1957) 「明治以後の戸籍制度の発達」中川善之助等編『家族問題と家族法第7 (家事裁判)』酒井書店, pp.299-349.
- 船越衛 (1903) 「第5回統計講習会講習証授與式演説」『統計集誌』第273号, pp.617-618.
- 藪内武司 (1995) 『日本統計発達史研究』(岐阜経済大学研究叢書7) 法律文化社.
- 横山雅男 (1908) 「熊本市職業調査と東京市勢調査」『統計集誌』第325, 326, 327号, pp.165-170, 231-234, 304-309.
- 横山雅男 (1919) 「我が国勢調査問題の沿革(1)」『統計学雑誌』第400号, pp.291-299.
- 横山雅男 (1930) 「大隈侯と我国統計事業」『統計学雑誌』第525号, pp.103-106.

Population Survey Using Family Registers in the Early Meiji Era

Kozo YAMAGUCHI*

Summary

This paper focuses on the use of family registers in the Kai-kuni (present Yamanashi Prefecture) Current Population Survey and clarifies relationship with the family register (book), and in conjunction with this, examines the relationship with the Family Registers Survey of 1872, conducted under the Family Registration Law, and the subsequent annual population survey based on family registers.

Although the Kai-kuni Current Population Survey is considered to be a pilot survey for Population Census, while retaining pre-modern elements, in reality it did not lead to the expansion of this survey to the regions or to a nationwide simultaneous survey. On the other hand, the Family Registers Survey was a nationwide survey, but was only conducted in 1872. If the Family Registers Survey had been continued, it might have developed into the Population Census while incorporating the advanced statistical techniques of the Kai-kuni Current Population Survey.

Key Words

Kai-kuni Current Population Survey, Population Census, Family Registers Survey

* Academic Center for Computing and Media Studies, Kyoto University
e-mail : yamaguchi.kozo.5e@kyoto-u.ac.jp